



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 4 救急病院の認定 (医務課)..... 1
- 5 〃 (〃)..... 1
- 6 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)..... 2
- 7 〃 (〃)..... 2
- 8 県営ため池等整備事業の工事の完了 (農業農村整備課)..... 3
- 9 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 3
- 10 〃 (〃)..... 4
- 11 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 4

○ 公告

- 和歌山県立情報交流センターの指定管理者の指定 (情報政策課)..... 5
- 和歌山県NPOサポートセンターの指定管理者の指定 (県民生活課)..... 5
- 和歌浦漁港指定漁港施設の指定管理者の指定 (港湾空港振興課)..... 5
- 和歌山県和歌山マリーナ(ディンギーマリーナ)の指定管理者の指定 (〃)..... 5
- 和歌山県田辺漁港海岸扇ヶ浜ビーチハウスの指定管理者の指定 (〃)..... 6
- 宇久井港-2.0m物揚場の指定管理者の指定 (〃)..... 6
- 加太みなとまちの指定管理者の指定 (〃)..... 6
- 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブの指定管理者の指定 (教育委員会)..... 6

告 示

和歌山県告示第4号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和3年1月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 貴志川リハビリテーション病院
- 2 所在地 紀の川市貴志川町丸栖1423-3
- 3 有効期限 令和5年12月25日

和歌山県告示第5号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和3年1月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 富田病院
- 2 所在地 岩出市紀泉台2

3 有効期限 令和5年12月31日

和歌山県告示第6号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
TSUTAYA WAYオーシェティ前田辺店
和歌山県田辺市東山1-12-9
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社エイチ・ツー・オーアセットマネジメント
代表取締役 黒松弘育
大阪府大阪市西成区花園南一丁目4番4号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の名称
(変更前) イズミヤ株式会社
(変更後) 株式会社エイチ・ツー・オーアセットマネジメント
- 4 変更年月日
平成28年7月1日
- 5 変更した理由
商号変更のため
- 6 届出年月日
令和2年11月11日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）
田辺市商工観光部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和3年1月5日から同年5月6日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第7号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書

を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

TSUTAYA WAY田辺東山店

和歌山県田辺市東山1-12-9

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オー・エンターテイメント

代表取締役 藤田和宏

大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目2番3号

※ 届出者（設置者）については、法第11条第1項の規定に基づき、その地位を承継した者であり、同条第3項の規定により届出済みである。

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）TSUTAYA WAYオーシティ前田辺店

（変更後）TSUTAYA WAY田辺東山店

4 変更年月日

令和2年11月27日

5 変更した理由

オークワオーシティ田辺店の移転に伴う店舗の名称変更のため

6 届出年月日

令和2年12月11日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

田辺市商工観光部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年1月5日から同年5月6日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第8号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 事業名 県営ため池等整備事業 丸尾池地区

2 確定年月日 平成29年8月16日

3 工事を完了した時期 平成30年12月13日

和歌山県告示第9号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡上富田町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第10号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第11号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3554	田辺市下万呂字目座112番1の一部	田辺市朝日ヶ丘17番14-101号 株式会社山幸 代表取締役 杉若貴之	令和 2. 12. 14	6. 00	49. 90

公 告

公 告

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例（平成16年和歌山県条例第44号）第8条第1項の規定により、和歌山県立情報交流センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 特定非営利活動法人和歌山IT教育機構
和歌山県田辺市新庄町3353-9
- 2 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

公 告

和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第64号）第8条の規定により、和歌山県NPOサポートセンターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 特定非営利活動法人わかやまNPOセンター
和歌山県和歌山市美園町五丁目6番12号
- 2 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

公 告

和歌山県漁港管理条例（昭和41年和歌山県条例第54号）第21条第1項の規定により、和歌浦漁港指定漁港施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定の対象施設 和歌浦漁港指定漁港施設（物揚場、棧橋、船揚場、岸壁、泊地、道路、漁港施設用地、漁港環境整備施設、駐車場）
- 2 指定管理者 有限会社ベイサイド和歌浦
和歌山県和歌山市和歌浦南一丁目1496番地5
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

公 告

和歌山県マリーナ条例（平成7年和歌山県条例第16号）第14条第1項の規定により、和歌山県和歌山マリーナ（ディンギーマリーナ）の指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定の対象施設
（区域）陸域面積20,038㎡ 水域面積28,355㎡
（建物等）鉄骨造一部2階建 延床面積317.66㎡
鉄骨造2階建 延床面積1,434.11㎡
鉄骨造2階建 延床面積328.00㎡
鉄骨造2階建 延床面積642.97㎡
- 2 指定管理者 特定非営利活動法人和歌山セーリングクラブ

和歌山県和歌山市毛見1514番地

3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

公 告

和歌山県漁港海岸休憩施設設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第39号)第7条の規定により、和歌山県田辺漁港海岸扇ヶ浜ビーチハウスの指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 田辺市
和歌山県田辺市新屋敷町1番地
- 2 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

公 告

和歌山県港湾施設管理条例(昭和31年和歌山県条例第38号)第15条の規定により、宇久井港-2.0m物揚場の指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 那智勝浦町
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地七丁目1番地1
- 2 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

公 告

和歌山県みなとまち条例(平成27年和歌山県条例第28号)第18条第1項の規定により、加太みなとまちの指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定の対象施設
 - (1) 加太緑地24,026㎡(運動広場、観覧席、ゲートボール場、緑地駐車場、公衆トイレ、植栽帯、遊歩道、展望園路)
 - (2) 加太ビーチ736㎡(管理棟、シャワー施設)
- 2 指定管理者 加太まちづくり株式会社
和歌山県和歌山市加太1067番地
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

公 告

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第86号)第8条第1項の規定により、県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブの指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年1月5日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団
和歌山県和歌山市手平二丁目1番2号
- 2 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで